

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（大口定期預金）（以下「この預金」といいます。）は、通帳又は証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

（1） この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び通帳又は証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳又は証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振り替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2） この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3） この預金を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）及び次の①及び②のうち、いずれか低い利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 次の預入期間に応じた利率。ただし、1か月未満に解約する場合は解約日における普通預金の利率を上限とします。

A 預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 1年未満 約定利率×30%

b 1年以上2年未満 約定利率×40%

c 2年以上3年未満 約定利率×60%

B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 1年未満 約定利率×10%

b 1年以上2年未満 約定利率×20%

- c 2年以上3年未満 約定利率×40%
 - d 3年以上4年未満 約定利率×60%
- C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 1年未満 約定利率×10%
 - b 1年以上2年未満 約定利率×20%
 - c 2年以上3年未満 約定利率×30%
 - d 3年以上4年未満 約定利率×40%
 - e 4年以上5年未満 約定利率×60%
- D 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a 2年未満 約定利率×10%
 - b 2年以上3年未満 約定利率×20%
 - c 3年以上4年未満 約定利率×40%
 - d 4年以上5年未満 約定利率×50%

② 約定利率 —
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

ただし、0%を下限とします。なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳又は証書記載の満期日まで新たに預入れするとした場合、その預入の際に適用する利率を基準として算出した利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

3. (各種定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、各種定期預金共通規定を適用するものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)